

令和6年度第4回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和6年7月12日（金）
午後 14時02分～15時26分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 13名

(会場参加)

赤嶺 博之 委員	上原 亀一 委員	大城 和夫 委員
大嶺 嘉昭 委員	八前 隆一 委員	新立 弘子 委員
天方 徹 委員	城間 恒浩 委員	

(Web参加)

池田 博 委員	当真 聡 委員	藤田 喜久 委員
大谷 健太郎 委員	山川 彩子 委員	

事務局職員 3名

紫波 俊介（主任書記）	米丸 浩平（主任書記）
松崎 遣大（書記）	

○事務局（紫波） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

本日は、事務局長の井上が議会对応のため、私、紫波が代理を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは資料の確認です。本日の資料は、議事次第、議案書、第1号議案添付資料1及び2の計4点でございます。書類に不足がありましたらお申しつけください。

それと、いつもの約束事です。携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日もウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。

ます。また、ウェブ参加の方は、発言される前にマイクをオン、それ以外ではオフでお願いいたします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが、ご異議ありませんでしょうか。不都合がある方はお申し出ください。

では、ただいまより、令和6年度第4回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には、上原会長、赤嶺委員、大城委員、大嶺委員、八前委員、新立委員、天方委員、城間委員の8名にお越しいただいております。

ウェブでは、池田委員、当真委員、大谷委員、藤田委員、山川委員の5名にご参加いただいておりますので、委員定数15名に対し13名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規程第6条により、議長は会長が務めることとなっております。

それでは、上原会長、よろしくをお願いいたします。

○上原会長 皆さん、こんにちは。

それでは、これより本日の議事を進めさせていただきます。

本日の議案は3件と協議事項が1件、報告事項が3件提案されておりますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名人については、大城委員、山川委員のお二方をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

[第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原会長 第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について提案します。事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） 事務局からご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

今回は、流出に伴う新規承認申請が3基、年度の更新に伴う再承認申請が161基分来ておりますので、ご審議をお願いいたします。

委員会指示の抜粋を枠内のほうに記載しておりますので、ご確認ください。

また、2ページのほうに、承認の流れについて、フロー図のほうを掲載しております。この中に、赤矢印で今回の申請を示していますので、ご覧いただけますでしょうか。

一つ赤矢印が漏れていたんですけれども、まず新規のうち、違う場所に敷設したいというものが1基ですね、一番左側の矢印。もう一つ、令和5年10月以前、令和3年度に流出して、同じ場所に敷設するものが1基、それから、令和5年11月から令和6年3月に流出して、同じ場所に敷設するものが1基、こちらはいずれも、協議書のほうが必要な手続となっております。

続きまして、再承認のうち、協議位置から2分以上離れていなければ協議書不要となりますが、今回、2分以上離れたものが4基ありまして、さらに、昨年度、流出を誤認しており、承認を受けていなかったものだったり、確認できなかったものが2基ありまして、こちらは協議書のほうが必要になります。

審議に当たりまして、本日時点の浮魚礁の承認基数の一覧を3ページと4ページにまとめておりますので、ご覧ください。

後ほど説明しますけれども、一部書類不備があるものがございしますが、漁協及び市町村敷設分に関しましては、現在設置されているものは全て、今回までで申請が出てきております。

また、県の敷設分に関しましては、設置されている87基のうち2基が、今はまだ見つかっていないということで、まだ申請が出てきておりませんので、今回、85基の申請が上がってきております。

続きまして、5ページ、申請の一覧のほうをご覧ください。

まず、新規承認申請の3基を説明いたします。いずれも知念漁協さんからの申請になります。

申請書類のほうに、今回非常に膨大な枚数ありますので、添付資料のほうに、添付資料1が漁協と市町村分の申請書、添付資料2のほうに沖縄県からの申請書を掲載しております。

この知念漁協からの3つに関しましては、添付資料1のほうの1ページから7ページまでに掲載しております。

すみません、ウェブの皆様には、会議の直前にメールのほうでお送りしているんですけれども、知念漁協のほうの新規敷設3基分のロープの長さとかロープの太さ等の資料のPDFがありますので、ご確認できますでしょうか。もしできない場合は、画面共有させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。画面共有しましょうか。

画面共有します。少々お待ちください。

(追加資料を画面共有)

○事務局(米丸) ウェブの皆様、見えていますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議案書の5ページのほうで説明をさせていただきます。

まず、知念3号のほうですけれども、こちらが昨年度、令和5年度に流出しまして、同じ位置に敷設するものです。

次に、知念10号に関しましては、令和4年度に流出した知念8号に代わりまして知念10号のほうを敷設するものです。緯度・経度を確認したところ、経度のほうが8号よりは2分ほど西のほうに寄っておりました。

次の知念11号、こちらが令和3年度に流出したものですけれども、こちらと同じ位置に敷設するというので、3基とも事務局のほうで、協議書のほうが調っていることを確認しております。

ロープの長さ等々は、今画面に映っているのをご覧ください。

知念9号のほうに載っているんですけれども、こちら、申請が上がってはきたんですけれども、今年度の承認予定数をオーバーしておりましたので、今回調整して、取り下げさせていただいております。

続きまして、再承認申請のほうに移りたいと思います。

こちらが、申請書類のほうは8ページ以降にありますけれども、数が相当多いものですから、抜粋して説明させていただきたいと思います。

合計で161基申請がありまして、説明すべきところとしましては、6ページのほうをご覧ください。

那覇沿岸3号のほうに、こちら、その他のほうに書いてありますけれども、令和5年度に流出したものと誤認しておりまして、承認を受けていなかったところ、今回見つかったということで、協議書のほうが必要になりますので、協議書をそろえて申請が提出されております。

同じページ、一番下、渡名喜村漁協のほうですけれども、こちらが書類不備のあるものです。2分以上の移動があることから、協議書が必要になるんですけれども、2分以上のずれというのの確認が遅れてしまったというところで、今、協議書を取得していただいているところです。

また、こちら、添付資料1のほうの49ページ、50ページのほうに申請書が掲載されております。こちら、ソデイカの旗のようなものに標識や名称をつけていたんですけれども、今、流出してしまったということで、こちらについても今、準備をしていただいているところです。

議案書のほうに戻りまして、7ページ、その他書いてある下のほう、港川9号、こちらについても、経度のほうが2分以上のずれがあるというところで、協議書を今、取得していただいているところです。

続きまして、議案書8ページのほう、石川漁協さんのほうが、石川第1号のほうが、添付資料のほう、92ページ、93ページになりますけれども、現在、パヤオにつけていた看板が流出してしまっていて、看板は準備できていて、これから取り付ける段取りをしているところという報告をいただいております。

その下の石川第2号に関しましては、2分以上のずれがあるということで、こちらは今、協議書を取得していただいているところです。

その下、金武漁協の第2号に関しましても、石川第1号と同様、現在看板が流出しておりまして、準備をしていただいているところです。こちらのほうが、申請書類のほうでは98ページ、99ページのほうに掲載しております。

ここまでが漁協と市町村営のほうで、特にポイントになるところですね。

続きまして、県営のほうですね。すみません、こちらに書いていなかったんですけれども、9ページのほう、琉宮（国頭Ⅲ）3号のほう、こちら、実は令和5年度、発見できなかったということで、承認を受けていないことから、協議書のほうをそろえて申請をいただいております。

また、2基確認できていない部分につきましては、同じページの一番上、（国頭Ⅱ）2号というのがあるんですけれども、その前後、（国頭Ⅲ）1号、（国頭Ⅰ）3号、ブロックでいうと第1ブロックのほう、今、確認ができておらず、引き続き確認を進めていただいているところです。

申請書類の説明のほうは以上になります。

議案書のほうの13ページから15ページのほうに、すごく数が多いんですけども、今回申請の上がっている浮魚礁の位置図のほうを掲載しておりますので、ご確認ください。

今回、書類不備のある渡名喜村漁協、港川漁協、石川漁協、金武漁協については、浮魚礁自体の確認はされているものの、承認に至る要件は満たしていないことから、書類が調ったことを事務局のほうで確認ができ次第、承認するといった形の条件付で承認をいただければと考えております。

このことについて、ご協議のほど、よろしく申し上げます。

また、金武漁協さんのほうからも相談があったんですけども、敷設している浮魚礁の看板等が脱落した場合に、皆さんどのように修復されているかという情報があれば、ぜひ教えていただきたいということで、委員の皆様からも情報があれば、ぜひ教えていただければ幸いです。

事務局からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○上原会長 それでは、第1号議案について、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いをしたいと思います。

特にないようですので、お諮りしてよろしいですか。

(「はい」という声、あり)

○上原会長 では、特にご質問等ないようですので、お諮りをいたします。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、一部漁協へは、口頭で説明がありましたとおり、条件付で申請のとおり承認するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 ありがとうございます。

ご異議等ありませんので、第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請についてについては承認することといたします。

では、次の議案に移ります。

[第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原会長 第2号議案 ウミガメの採捕承認申請についてを提案します。

事務局から説明をしてください。

○事務局(米丸) それでは、事務局からご説明いたします。

議案書のほう、16ページをご覧ください。

第2号議案は、ウミガメの採捕承認申請について、漁業目的の申請が19件、養殖目的が1件、試験研究目的が1件ありますので、ご審議をお願いいたします。

委員会指示のほう、枠内に抜粋して記載しておりますので、ご確認ください。

17ページのほうに、昨年更新した採捕承認の判断基準のほうを記載しております。また、枠外のほうに、今回の申請のポイントを記載しております。

昨年承認を受けたものの、今回までに申請が出てきていない者が約10名ほどいらっしゃいます。

その次、上記の方針に従うと、今回の申請分でタイマイの頭数枠が超過してしまうということで、その下、昨年十分な実績があった2名以外の10名へは、方針に従い、1頭ずつ承認し、残り18頭を2名で、すみま

せん、ここ修正が漏れておりました、9頭ずつ承認する案としたいということですね。

具体的なことは、次のページからご説明させていただきたいと思いません。

次のページ、18ページをご覧ください。

こちらに、漁業用及び養殖目的の申請をまとめております。

今年度は、昨年度より申請が10件ほど少なく、アオウミガメについては、まだ枠に余裕がある状況です。アカウミガメに関しては、申請者全てに昨年実績がないことから、複数頭申請いただいた方へも全て1頭ずつ、計5頭の承認を予定しており、残り1頭の枠が残ります。

タイマイに関しましては、先ほども触れましたが、判断基準に基づくと、2名の方は昨年の実績が十分にあるため、10頭が承認予定数となりますけれども、そうしますと、28頭の承認枠を超えることから、1頭ずつ減らして9頭ずつの承認としたいと考えております。

議案書ちょっと飛びまして、20ページ、21ページのほうに漁業目的の承認証（案）、22ページ、23ページに養殖用の承認証（案）、24ページから26ページのほうに、べっ甲協会さんからの申請書類を掲載しております。

26ページのほうを少しご覧ください。

Aさんのほうで、タイマイの保有個体数の掲載がありますけれども、親亀の雄15頭のうち、現在交尾に参加している個体が二、三個体しかないことから、今回、主に雄個体の確保をしたいとのことで申請が出てきております。

なお、漁業目的の申請書類は、例年どおり、掲載のほうは省略させていただきます。

続いて、試験研究目的について、戻っていただいて、19ページのほうをご覧ください。

今回、小林清重さんから、宮古島周辺におけるウミガメ類の成長及び移動生態の調査として、昨年と同様の申請があります。昨年の採捕実績は、アオウミガメのみ43頭を採捕しております。

27ページ、28ページに承認証（案）と、29ページから申請書のほうを掲載しております。

申請書の内容につきましては、継続調査のため、内容は割愛させていただきます。

すみません、18ページのほう、一部修正がありまして、ウミガメ採捕承認申請、承認の実績の状況、表の一番上のほう、左右ともに「R5年」

と書いておりますけれども、左側は「R6年」の申請・承認頭数（案）となっております。すみません、こちらも修正のほう、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○上原会長 ただいま、第2号議案について説明がございました。

第2号議案については、何かご質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願いをいたします。

特にご意見等ないようでございますので、お諮りしたいのですが、よろしいですか。

(「はい」という声、あり)

○上原会長 それでは、お諮りをいたします。

第2号議案について、ウミガメの一部頭数等の調整をして、承認をするということによろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 ありがとうございます。

ご異議ないようですので、第2号議案については、提案のとおり承認することといたします。

【第3号議案 くろまぐろ令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について】

○上原会長 次に、第3号議案 くろまぐろ令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（松崎） よろしくお願いいたします。

第3号議案につきましては、こちらは慢性的な漁獲量の配分不足を抱えております沖縄県の知事管理くろまぐろ漁獲可能量を増やす取組といたしまして、令和6管理年度に配分されている漁獲可能量の一部を融通することに伴う漁獲可能量の変更について、お諮りするものになっております。

また、前回の委員会のほうで報告をさせていただいております集計ミスに伴う漁獲可能量の変更につきましても、こちらの議案の中でご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の35ページをご確認ください。

上から順に読み上げさせていただきます。

沖縄県におけるくろまぐろ（大型魚）の都道府県別漁獲可能量は、令

和6年5月31日付6水管第735号で、農林水産大臣より173.1トンが示されております。

次に、沖縄県知事管理漁獲可能量につきましては、これまでの漁獲状況を踏まえて、令和6年6月24日付で変更を行っております。こちらが、前回委員会でご報告をさせていただいております集計ミスに伴う変更になります。

ページのほう、少し移動いたしまして、38ページをご覧ください。右上に別紙2と記載されているページになります。

こちらは、くろまぐろの漁獲可能量の集計ミスに伴う変更となっております。一番下の表をご覧ください。数字が記載されている列の真ん中の列をご覧ください。

こちらの前期漁獲可能量を、漁獲実績に合わせて168.2トンとしておりまして、こちらの漁獲量を留保枠のほうから充填しているというような結果になっておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、説明に戻りますので、35ページにお戻りください。

続けて読み上げいたします。

沖縄県知事管理くろまぐろ漁業は、前期漁獲可能量の95%以上に達したことから、令和6年7月31日まで採捕停止命令が発令されており、今年の主漁期は既に終了している状況です。

令和7管理年度への繰越数量は、水産庁資源管理部長より、令和6管理年度当初配分量の10%を上限とすることが通知をされているところですが、現在の知事管理漁獲量の水揚げ数量は、先ほども申し上げましたように168.2トンに現在達しておりまして、漁獲可能量の未利用数量は4.9トンまで減少しているところでございます。こちらは、最大繰越数量の14.7トンを大きく下回っているという状況でございます。

36ページの別表1にもまとめておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

次に、令和5年以降の沖縄県に配分される都道府県別漁獲可能量は、最大実績を50トン近く下回る数量となっており、県内くろまぐろ漁業安定化に向けた配分数量の増加に向けた取組が現在求められているところです。

次に、都道府県別漁獲可能量を他県に譲渡した都道府県は、譲渡した管理年度の翌年に、前年度当初配分の7%を上限として、譲渡した数量の等量が追加配分されるということが、水産庁資源管理部長の通知の中に記されております。

資料の39ページをご覧ください。右上に別紙3と記載されたものにな

ります。

こちらは水産庁の資源管理部長からの通知になりまして、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領としてまとめられたものになります。

こちらの第3の2（4）ウをご覧くださいんですけども、配分量をほかの都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対して、当初配分量の7%を上限として、等量を追加で配分するという旨の記載がございます。

ただし、以下にただし書があるんですけども、他県の漁獲状況ですとか融通の状況によっては、必ずしも等量配分をされない場合もあるということが、注意書きとして記載がされている状況です。

では、35ページの一番下の部分に戻ります。

そこで、今回、令和7年度沖縄県くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量を増加させるため、県内漁協に対するアンケート結果（別表2）に基づいた数量を鹿児島県及び東京都に譲渡することにする方向で、現在調整を進めているところです。これに伴いまして、漁獲可能量の変更というものが今後発生するところですので、今回お諮りをさせていただきたいという内容になっております。

では、各漁協さんのほうに県漁連さんのほうが実施をしていただいているアンケート結果について、確認をさせていただきます。

36ページの別表2をご覧ください。

こちらが、県漁連さんのほうから各漁協さんに向けて、くろまぐろの漁獲可能量を譲渡するか、譲渡しないか、もしくは主要漁協に一任するかというような形で、意見照会をいただいたものになっておりまして、「主要漁協へ任せる」という回答が、有効回答の中で最も多かったという状況になっております。こちらを受けて、県内くろまぐろの主要漁協の皆様とご相談をさせていただきまして、譲渡の予定量を2トンとするというところで調整を進めてまいりました。

2トンを譲渡した場合の8月以降の県の知事管理漁獲可能量の予定につきましては、別表3に記載がございますとおり、漁獲可能量が1.9トン、留保枠が1トン、合計2.9トンという形で進めさせていただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

現在の融通の手続状況についてなんですけれども、議案書41ページをご覧ください。

右上に別紙4と記載があるページになりまして、現在、東京都及び鹿児島県さんとの協議は既に終了している状況でございまして、協議の終

了及び融通量について、水産庁に対して報告を上げているという状況になっております。

41ページが東京都さんの分で、42ページが鹿児島さんの分という状況になっております。

43ページのほうに、今回委員会のほうにお諮りをさせていただいております根拠法令といたしまして、漁業法の第16条を掲載しております。漁業法第16条の第2項で記載がございます。都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするとき、関係海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならないということが定められているところでございます。

以上、事務局からの説明となります。審議よろしくお願いたします。

○上原会長 ただいま、第3号議案について説明が終わりました。

第3号議案について、何かご意見、ご質問等ありましたら、お願をいたします。

特にご意見、ご質問等はないようですので、お諮りしたいと思います。よろしいですか。

(「はい」という声、あり)

○上原会長 第3号議案 くらまぐろ令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局の提案のとおり答申するということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 ありがとうございます。

ご異議等ないようでございますので、第3号議案については、事務局提案のとおり答申することを承認いたします。

本日の議案につきましては以上でございますが、その他、この場で審議する事項がある方については、ご意見をいただければと思いますが、ございますか。

(発言する声なし)

○上原会長 なければ、続いて協議事項に移ります。

[協議事項1 ソデイカの委員会指示更新に向けて]

○上原会長 協議事項1 ソデイカの委員会指示更新に向けて、事務局から説明をしてください。

○事務局(米丸) それでは、事務局から説明いたします。

議案書の44ページをお開きください。

ソデイカの委員会指示更新に向けて、現在の沖縄海区漁業調整委員会指示5第7号については、令和6年9月30日をもって有効期間が終了す

ることから、新たな委員会指示を発動する必要があります。

つきましては、当該指示の変更に関する今後の作業内容及びスケジュールとアンケート、地区説明会の実施について、協議をさせていただきたいと思っております。

45ページのほうをご覧ください。

おおむね昨年度と同様のスケジュールにはなっておるんですが、ソデイカの委員会指示更新に向けたスケジュールについてということで表のほうに掲載しております。順に読んでいきたいと思っております。

7月12日本日、今回の海区のほうで、アンケートや地区説明会の実施に関して、アンケート項目だったり説明会の内容について、協議のほうをさせていただきたいと思っております。

7月中旬から後半にかけて、奄美大島海区の事務局のほうと、その後に予定をしております意見交換会について、事務局のほうでウェブ会議により、奄美大島海区事務局のほうと事前調整をしたいと思っております。

まだ具体的な日程は、これからはなりますけれども、7月の下旬から8月の中旬にかけて、奄美大島海区のほうと実際に現地に行って、意見交換のほうができればと考えております。一緒に行かれる方としましては、上原会長のほうと事務局、あとはどなたか、ソデイカに絡みのある委員の方に行っていただければと考えております。

その下、8月の中旬ぐらいにかけて、県の水産海洋技術センターのほうで、今漁期までのソデイカの漁獲状況だったり、資源動向という情報収集だったり、ソデイカの調査研究情報の整理をしていただきます。

来月8月9日に予定をしております第5回の海区漁業調整委員会において、水産海洋技術センターからソデイカ資源解析等の結果等々、情報提供いただいた後、今日アンケートの案で出た意見を基に取りまとめたアンケートの最終案のほうを確認していただきまして、あとは今年、アンケートとは別に、地区別に説明会というものも実施したいと考えておりますことから、説明会実施の内容についての確認をしていただくというような予定をしております。

8月の中旬から8月末にかけて漁協向けのアンケートの実施と、漁業者向けの地区別説明会、こちらの2つを行いたいと考えております。

今回、これまで漁協を通して、漁業者の声というものを聞いていただいていたところなんですけれども、漁協の方から漁業者に電話で説明してもらって回答を集めるといった、非常に労力のかかるような状況になっておりまして、なかなか現場の声がしっかり届いているか、また、こ

ちらからの資源状況等の情報提供が伝わっているかというところが、不十分ではないかということもありましたので、現在、水産海洋技術センター普及班のほうで、前海区担当であります秋田さんが説明会の開催に向けて、現場との調整を進めていただいているところです。

9月上旬に、アンケート結果を踏まえた委員会指示案のほうを事務局のほうで策定しまして、9月8日、第6回の海区漁業調整委員会において、アンケート及び説明会の結果報告と新委員会指示についての審議のほうを行いまして、そちらで9月下旬のほうに新委員会指示の告示というようなスケジュール感となっております。

先に会長と調整したところ、9月末では遅いので、できるだけ早く、次に決まった委員会指示の内容が知りたいということでしたので、9月8日の海区委員会が終わり次第、なるべく速やかに各漁協さんには、こういう内容で今回、委員会指示を発出する予定ですという旨の事前周知を行いたいと考えております。

表の下のほう、協議のポイントになりますけれども、アンケート内容について、どのようなものがあるか、指示の期間であったり、漁期、旗数制限についてというものをアンケートの内容に含めたいと考えております。あとは、漁協向けのアンケートの実施と地区別の説明会の実施について、このような進め方でよいかというところを協議いただけたらと思っております。

また、これから説明いたしますけれども、ソデイカの資源管理の進め方について、本県はどのような形で進めていくかというところについても、委員皆様のご意見をお聞かせいただければと思っております。

すみません、前段が長くなりましたけれども、その次、46ページのほうに進んでいただきまして、こちらに参考情報として、沖縄海区と奄美海区における操業ルールの比較を掲載しております。

前回と変わったのが、はえ縄漁業について、沖縄海区では現在既に禁止されておりますところ、奄美海区のほうも今年度から、はえ縄漁業については禁止というふうになっております。沖縄海区と奄美海区とでやはり違いがあるのが、11月禁漁の部分のみとなっております。

その次、8月の海区及び説明会で水技センターのほうから報告する内容について、こちらは予定ですがけれども、令和5年から6年漁期におけるソデイカの漁獲量と生産額、標本船調査による資源状況調査の経過について、禁漁スケジュールによる漁獲量、生産額及び産卵親イカ資源量のシミュレーションなどを予定しているところです。

その下、ソデイカの委員会指示内容に関する今の留意点としましては、

11月禁漁の是非について、11月禁漁の資源管理上の意義だったり、あとは奄美海区との禁漁期間のずれによる課題ですね。

あとは、その下にありますけれども、届出制だったり承認制というものを導入するべきかどうか。こちらによって、隻数であったり漁獲実績のほうをしっかりと集めていって、資源管理につなげていければということと、あとは、これまでも奄美海区との意見交換の中で再三言われてきたことではあるんですけれども、何とか奄美海区、奄美海域における本県漁船の操業に対して、何らかの制限を沖縄側でかけることは可能かということなんですけれども、こちらは後ほど説明しますけれども、沖縄県の権限ではそれは不可能であるということですね。

続きまして、47ページに進んでください。

こちらに、現在までに県のほうで整理してきたソデイカ漁業に関する現在の課題の整理を行っておりますので、順に読んでいきたいと思えます。

背景としましては、沖縄県におけるソデイカ漁業の漁期は、委員会指示により2020年から、12月から翌5月までとしてきたところです。しかしながら、お隣の奄美大島海区のほうでは11月から翌5月までと解禁が1か月早いため、2022年漁期頃から、県内の一部漁業者が奄美大島海区で操業しているという状況になっております。このことにより、当該海区でのトラブルであったり小型イカの多獲ほか、沖縄県内の他の漁業者が漁期を遵守する意欲をそぐといった影響が生じているところです。

そこで、去年の海区のほうで沖縄県資源管理方針の改正を行って、県内漁業者のソデイカ操業期間について、海区によらず11月禁漁とする案はどうかという検討を進めてきたところです。

その下、行政的な課題に関しましては、隣接する奄美大島海区との漁期の違いによる県内漁業者の不満だったり、奄美大島海区において11月に操業することは、本県委員会指示では規制ができないということ、資源面での課題としましては、11月に採捕することによって、小型個体の割合が高いため、成長前の乱獲というものにつながってくるということです。

その下、現時点で提示できる理想的な管理策について、水技センターのほうから考えをまとめていただいておりますけれども、結論としましては11月禁漁が、現時点では最も現実的な管理策になりますということで、5月禁漁によって親イカ、5月禁漁というのは、現在の5月操業を禁漁にするという方法により、親イカの資源を保護するといった考えもありますけれども、5月に関しましては、そもそも現在でも漁獲が少な

くて、親子関係を証明するようなデータも不足しているような状況で、その効果については疑わしいというところですね。

その下、漁場の小型イカは初期減耗を乗り越えて漁獲加入し始めた個体ですので、これらに関しましては、その後の自然死亡率が低くて、成長も非常に早いため、個体重や単価が上昇してから漁獲するのが最も合理的な漁獲の実態であろうというところと、過去の漁獲データからも、11月に小型個体が多いことは今のところ明白であるというところ、その下、長期的なCPU Eのトレンドに関しましては減少傾向でありまして、現在でも資源状況の悪化が懸念されているところですし、漁業者自身も資源減少については実感しているところかと思えます。

その下、他方、まだこれは研究の分野から、間違いないとは断言はできないんですけれども、短期的なトレンドを見ますと、12月禁漁を始めて以降、減少のトレンドが横ばいになって、減少が止まっているような状況も見えないことはないという話もあります。

その下、これは随分先の話になりますけれども、仮定の話としては、やはりくろまぐろのように漁獲量のTAC管理だったりIQ管理というものも、効果的な管理手法と考えられますけれども、現時点ではソデイカ資源に関しては、資源評価も十分ではないことから、漁獲量、割当量を判断する根拠がないというような状況です。

よって、このことから、現状では11月禁漁が最も効果が期待できる合理的な管理方法であるということが、沖縄県としての考えであります。

すみません、その下に、事務局で検討している方針案がこちらのページに来てしまいましたが、48ページをご覧ください。

昨年度に話し合ってから、県のほうで検討してきた内容になります。

まず、先に出ておりました資源管理方針の改正によって、海域を問わず本県は11月に禁漁とするという案に関しましては、こちらは、たとえこのルールを守らなかったとしても、共済でいう積立プラス等々が受けられなくなるという不利益はあるんですけれども、それよりは11月操業することによって得られる利益のほうが随分大きいことから、抑止力としては薄いということが分かってきました。

ただ、11月に操業している方は、決まったルールには従うよという事は言っているようなので、一定の抑止力にはなる可能性はあります。

また、その下、業界の意見集約であったり、資源管理協議会、県のほうで持っております協議会での議論だったり、パブリックコメント、水産庁との調整、またこちらの海区で諮問を行った上で、農林水産大臣に申請をして承認を得るということで、非常に行政コストが高いものにな

っておりますので、なかなかこちらで規制をすることは、現実的でないというふうを感じているところです。

その下、委員会指示や本県の漁業調整規則等による本県海域以外での操業規制の可能性に関しまして、水産庁のほうに確認をしたところ、やはり都道府県の権限を超える海域の操業について、規制をすることはできないとの回答でしたので、こちらも沖縄県としては打つ手がないというような状況です。

その下、奄美海区とこれまでずっと議論していることではありますけれども、奄美大島海区における11月禁漁の可能性に関しましては、これまで同海区との意見交換では、あちらも11月禁漁というものに対する合理性は理解を示しつつ、ただ、あちらの海区は小型船が中心であり、しけも少なく、沖縄の大型船がまだ漁場にいない11月中に操業を行わなければ、12月になってからは操業がなかなかできず、生計が立てられないという意見がありました。このことから、今後、奄美海区との意見交換では、小型船の生活にも配慮しつつ、11月禁漁に向けた取組ができないかというところを、引き続き意見交換を進めていきたいと考えております。

その他、これまで集めてきた中で参考となる情報としましては、水産庁のほうに相談したところ、資源管理において一般的なのは、漁期や漁法の制限等のルール、今、我々は操業ルールのほうの規制を行っているところなんですけれども、規制強化に動く場合、操業ルールの規制だけではなくて、隻数管理も同時に行うことで、操業ルールによる漁獲圧の抑制と隻数管理による漁獲圧の抑制を両面から行っていくというのが一般的ですよというふうなアドバイスを受けました。

また、他県の委員会指示のほうを確認しましたところ、東京都さんのほう、小笠原海域では、ソデイカの委員会指示なんですけれども、約40隻といった隻数の上限を設けた承認制というものを導入しておりまして、こちらも管理の参考にはなるかと思っております。

今後の方向性なんですけれども、県としましては資源管理の観点からも、11月の禁漁というのは、沖縄海区のほうでは維持をしていきたい。一方で、奄美大島海区においては、11月は操業できることになっているところから、引き続き11月禁漁の実現に向けて、奄美海区のほうには打診していきたいと考えております。

その下、中期的な目標にはなるんですけれども、現在も操業ルールの規制はどんどん強めていくけれども、隻数は幾ら増えても、今のところは何も制限がかかっていないという状況ですので、承認制だったり届出

制というふうな形で、隻数の管理だったり定数化、上限を決めるという
ような検討ができないかと考えております。

その下、これから行うことですが、各地域で現場の漁業者からの
意見を聞くために、漁業者と対面で意見交換会を開催していくという
ことと、奄美大島海区のほうとは、引き続き意見交換を続けていきたい
と考えております。

その後は、ちょっと長くなるので割愛しますが、49ページのほ
うに意見交換会の開催に関する通知（案）、これは全然修正は可能です、
を添付しております。

それで、50ページから後には、令和5年度、令和4年度に行ったソデ
イカ漁業に関するアンケートを掲載しております。まだ今年度のアンケ
ート内容については、案を作れてはいないんですけども、事務局の感
覚といたしましては、アンケートの内容としては、令和5年度の間い
がよいのかなと思っていますところです。禁漁期間の延長による資源量の変
化について、どのような感覚があるかということをもとに聞いて、漁期
の考え方はどのような考えかということを知った後に、じゃ具体的にソデ
イカの漁期はどの漁期がいいですかということ、あとは、それに加
えて、今の旗数制限に関してはどのようにお考えですかということを知
ればと思っています。

Q5に関しては、現在、委員会指示が1年単位で出ているところを、
もうちょっと長い間、同じ委員会指示を出して、同じ条件で資源の動向
を見たほうがよいのかというような意見となっておりますけれども、こ
ちらは今、ずっと1年単位で委員会指示は更新しているんですけども、
もし差し支えなければ、複数年の委員会指示を出しつつ、必要があれば
委員会指示の期間内でも、委員会指示の内容の変更はできますので、そ
ういうやり方もあるのではないかなとは考えております。

その次、52ページに令和5年度のアンケートに添付しているソデイカ
漁業に関する参考資料をつけておまして、54ページから令和5年度
のアンケート結果をつけております。

58ページのほう、こちらが令和4年度に開催しました漁協に対するソ
デイカアンケートの内容になっておりますけれども、こちらからは、漁協
に対するアンケートということから、各漁協におけるソデイカ漁業の実
態ですかね、ソデイカ漁船が何隻いて、漁業者の年齢構成だったりト
ン数の構成、あとは、何人乗りの船が何隻いますよ、航海日数は何日ぐ
らいが多いですよというような、漁協として全体的な隻数とかを聞き取
れたらいいのかなと考えております。こちらに関しても、後ろのほうにア

ンケート結果もつけておりますので、ここでは説明はいたしませんけれども、各自でご覧になっていただければと思います。

事務局からの説明は以上です。すみません、長くなってしまいましたけれども、進め方のスケジュール感であったり議論の方向性、あとはアンケートと説明会の内容について、大筋で協議をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○上原会長 ただいま、協議事項についての説明がありました。

説明を受けた上で、何か委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたら、よろしく願いしたいと思います。

○事務局（米丸） すみません、忘れていました。関連して、報告事項3のほうにソデイカに関する報告がありますので、併せて報告させていただきます。よろしいでしょうか。

○上原会長 はい、じゃやってください。

【報告事項3 奄美大島海区における本島漁船の旗数制限違反について】

○事務局（米丸） それでは、議案書の84ページのほうをご覧ください。

こちらは、奄美大島海区における本県漁船の旗数制限違反についてということで、本年6月27日に鹿児島県水産振興課より、鹿児島県漁業指導取締船による本県漁船に対する立入検査を実施した結果、下記のとおり奄美大島海区委員会指示違反が確認された旨、情報提供及び指導依頼がありましたので、報告します。

ということで、下ですね、日時が5月10日の午後1時頃、喜界島の早町漁港に停泊中の沖縄船籍のソデイカ旗流し漁船1隻に対して、船長の同意を得て、船長立会いの下、立入検査を実施したところ、旗数の合計57本が搭載されていることを確認したと。これによって、奄美大島海区漁業調整委員会指示違反になったんですけれども、船長に確認したところ、奄美大島海区及び沖縄海区の委員会指示の内容は知らないと回答した。沖縄県からは、委員会指示の内容のことは一度も言われたことがない旨を回答したとのことです。これも非常に、本当かという内容ではあるんですけれども。

それで、同船船長が奄美大島海区の最大高潮時海岸線から50海里以内の海域でソデイカ旗流し漁業を営んだことを認めた、奄美大島海区漁業調整委員会指示により、50海里以内の海域で操業する場合、漁船に搭載可能な旗の数は予備を含めて30本以内であることを説明し、当該行為は委員会指示違反になる旨を伝え、同船長から始末書を徴取、また、50海

里を超える海域で操業する場合であっても、漁船に搭載可能な旗の数は予備を含めて50本以内であることを説明し、現在同船に搭載されている旗及び旗ざおの超過分は、沖縄に帰り次第、船から降ろすよう指示をし、今後は奄美海区におけるソデイカ旗流し漁業のルールを守るよう嚴重注意をしたという旨の報告がありました。

なお、この件に関しましては、当課から謝罪とともに、指導・取締りの強化を検討する旨、回答しているところです。

以上、報告でした。よろしくお願いたします。

○上原会長 じゃ、協議事項について、何か委員の皆様からご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

当真委員、どうぞ。

○当真委員 すみません、事務局の声がちょっと聞こえづらかったんで、質問とかみ合っているかどうか分からないんですけども、先ほど会長も少し話していたんですが、海区指示を少し早めに出すことができないだろうかというのがまず1点。

その理由としては、事務局から、やっぱり11月は禁漁にしたほうがいいというような意見が出ているのは重々承知しているんですけども、生産者の中には、今度からは11月から解禁してくれないかという意見も結構出ている、早めにした分、例えば5月を切って4月までとかというような意見も出ている中で、ぜひその辺も考慮していただいて、アンケート及び説明会、それから最終的な委員会指示が早めに出せる方向で、今回進めていただきたいと思いますと思っていますが、どうですか。

○上原会長 事務局。

○事務局（米丸） そうですね、早めにと言われても、9月8日の海区委員会では指示の内容が固まるということは変わらないとは思いますが、もちろん、これまでは、恐らく10月に入る頃ぐらいに皆さんに周知していたところ、9月8日で内容が決まり次第、周知できるようにできると思いますので、なるべく……

○当真委員 極力早めに指示していただく、禁漁が12月から解禁になるのであれば、その辺は余裕はあるかもしれませんが、今そういう意見も出ているという中で、11月から解禁になった場合は、やっぱり早めに海区指示しておかないと、準備が間に合わないというところもあるので、ぜひその辺は頭に入れて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○事務局（米丸） はい、承知しました。

○上原会長 ほか、ご意見等ございませんか、ご質問。

八前委員。

○八前委員 意見交換会についてなんですけれども、各ブロックごとにとかという話があったんですが、どのようなイメージで考えておりますか。

○事務局（米丸） 今のところ5か所ぐらいに、ちょっとまだ正確には分からないんですけれども、北部、中部、南部、あとは先島、宮古、八重山のほうで開催できればと考えてはおります。

○八前委員 ある程度大きいくくりでやると、多分、いろんな漁業者が集まったときに、意見を集約できるのかなというところが一番疑問なんですけれども。

○上原会長 答えられる。

○事務局（米丸） それは確かに、実際やってみないと、まとまる、まとまらないは、何とも言えないんですけれども……

○上原会長 今回、前担当者が浜を回って、聞き取り等をするという話を聞いていますけれども、その中で、こういう説明、細かい意見交換というの兼ねるというのはいけないんですか。

○事務局（米丸） そうですね、おっしゃるとおり、今現在、秋田さんが各浜を回って、各単協ごとに意見だったり、また、あとは加工業者さんのほうも回って、話は聞いているので、その辺の内容も踏まえて、地区別の説明会でも情報は提供できるのかなとは思っています。

○上原会長 八前委員、いいですか。

○八前委員 最後の一つ。

一応、これまでやってきた資源管理の取組の内容についての説明ということ、それともこのアンケートみたいに、漁期についてはどうですか、旗数についてはどうですかというようなところまで踏み込んだ説明会というイメージですか。

○事務局（米丸） 最初に水産海洋技術センターのほうから、資源動向とか研究の部分、資源評価、資源管理の部分から情報提供いただいて、私のほうから、今の委員会指示とかのルールのか考え方について説明した後で、ざっくばらんにかどうか、漁期はどうかいいとかというような具体的な意見を聞いていける場にしたいとは考えております。

○八前委員 分かりました。

○上原会長 赤嶺委員、どうぞ。

○赤嶺委員 ちょっとした質問なんですけれども、50海里以遠で操業している船が寄港の途中で、50海里以内で操業することは可能ですか。

○事務局（米丸） 旗数を31本以上積んでいるのであれば、50海里以

内では操業できないルールになります。

○赤嶺委員 質問されたことがあるから……ありがとう。

○上原会長 ほか、ございますか。

大城委員。

○大城委員 さっき八前委員が言った、多くの人間を集めると、收拾がつかなくなるはずなんで、問題点、大きい問題は、課題は2つだと思うんですよ。漁期、期限ね。あと一つは旗数。

事務局も説明とか、地域説明とか、そういった面倒くさいことをやめて、毎年、この3年間で、11月と旗数、皆さん経験しているんで、毎年僕、予想でもいいんで、丸バツ式、賛成・反対、例えば私の考えなんですけれども、旗を60本にする、50本、現状維持。11月、12月と、大体2つか3つぐらいの提案だと思うんですよ。それを丸バツ式にして多数決して、それでやれば、説明もしなくて、決めやすいかなと思うんですけれども。

なかなかやっぱり皆さん、個人の利益だけを考えて、やっぱり漁師さん考えるんで、民主的に多数決ということで、その場じゃなくて、各単協のほうに管理してもらって、それでやったほうがいいかなとは私は思います。

以上です。

○上原会長 事務局。

○事務局（米丸） そのようなやり方もできると思います。もしその方向でということであれば、今回、そういうアンケートでも構わないのかなと思います。

○上原会長 今、大城委員が話されたやつは、アンケートの中で取られているので、結果をどう評価するかというのは、またみんなで協議をすればいいのかなと思います。当然それはやりますよね。

○事務局（米丸） はい、もちろんやります。

○大城委員 すみません、奄美海区との話合いの場は、今回も奄美大島ですか、それとも来てもらえるんですか、どうですか。

○事務局（米丸） すみません、そのあたりも、まだ決まっていなくて、どちらでもできるのかもしれないんですけれども、来てもらったほうがいいですかね。前は行きました。

○大城委員 前回、ちょっと台風であれして、私、参加できなかったんですけれども、前は来てもらった。

○事務局（米丸） 前は行っております。その辺の考えは、どのですかね。来てもらうことって可能そうですか。

○上原会長 私から。

基本的には、漁期の統一をということで、沖縄側からお願いベースでいっている関係、さすがに来いとは言えないので、こちらから行かないといけないと思います。行きましょう、一緒に。

○大城委員 忙しいです。

○上原会長 ほか、ございませんか。

(発言する声なし)

○上原会長 おおむねスケジュール感だったり、あとアンケートの持ち方、あとは地区説明会をどのようにするかというところは、今後また少し詰めてはいくんですが、委員会指示の更新に向けての取組の考え方というところは、いかがですかね、事務局が提案された方向で進めてよろしいですかね。よろしいですか。

(「はい」という声、あり)

○上原会長 了解しました。ありがとうございます。

ご異議等ないようですので、委員会指示の更新に向けての取組としては、今事務局が説明をした形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○当真委員 会長、すみません。

○上原会長 はい、どうぞ。

○当真委員 ちょっと別件で退場しますので、よろしくお願ひします。

○上原会長 了解です。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(当真委員退席 大谷委員退席)

【報告事項1 マチ類保護区において遊漁船案内を行った者に対する行政指導について】

【報告事項2 令和6管理年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について】

○上原会長 では、次に、報告事項について、あと2件あるようで、2件ということですので、事務局より順次報告をお願いしたいと思います。

○事務局(米丸) それでは、事務局のほうから2件報告させていただきます。

議案書のほう、69ページをご覧ください。

こちらは、5月の海区のほうで議案として上げて、報告事項にはなりましたがけれども、マチ類保護区において遊漁船案内を行った者に対する行政指導についてということで、報告をさせていただきます。

令和6年度第2回海区漁業調整委員会において報告した沖縄県漁業調整委員会指示5第2号に定めるマチ類資源保護区である沖ノ中ノソネ区域内において遊漁船案内を行った者に対して、令和6年7月1日付で別紙のとおり警告文書を発出し、あわせて、所属漁協へ指導依頼を行いましたので、報告します。

ということで、その下に委員会指示の骨子と、枠外の下に遊漁船業の適正化に関する法律、遊適法の抜粋を掲載しております。

今回、第16条の周知させる義務、遊漁船業者は利用者に対し、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を周知させなければならないというところを怠ったということで、行政指導のほうをさせていただいております。

次のページに、本人に対して行政指導を行った警告文書をつけております。

その次のページに、マチ類の保護に関するパンフレットと、その次のページに遊漁船業の適正化に関する法律の抜粋をつけております。73ページ、その次のページのほうに、所属漁協に対する指導依頼の文書を添付しております。

本件に関しては、以前にも報告しておりますので、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項の2、74ページをご覧ください。

こちら、例年行っていることではあるんですけども、今年度の全国海区漁業調整委員会連合会の九州ブロック会議の提出議題について、こちらは8月末までが報告提出期限ということなので、議題として上げるのは来月にはなりますけれども、鹿児島海区漁業調整委員会事務局より、九州ブロック会議において話題提供や議論すべき項目、国への提案議題の紹介がありますので、報告をしていただきます。

添付資料としまして、次のページに意見照会の資料だったり様式と、79ページに、昨年度九州ブロックからのほう出てきた提案議題一覧と、80ページから4ページにわたって、本県、沖縄海区のほうから提案している議題を、昨年度、4つ掲載しております。特に何も修正がなければ、例年どおりこの4題を上げる見込みではあるんですけども、もちろんブロック会議のほうで聞いてみたい内容だったり、これは国に提案したいというような事項があれば、今ご意見募集中ですので、いつでも構いませんので、こういうことはどうかということをご連絡いただければ幸いです。

事務局からの報告は以上になります。

○上原会長 ありがとうございます。

報告事項1に関しては、八重山漁協に関する案件になりまして、私が組合長をしておりますので、今後そういうことがないように、しっかりと注意して指導してまいりたいと思います。申し訳ございませんでした。

それを含めて、あと報告事項について、何か委員の皆様からご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

(発言する声なし)

○上原会長 特にないようでございますので、これで本日の議事は全て終了いたしましたので、最後に附帯決議を取らせていただきます。

本日の決議事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 ありがとうございます。

それでは、進行を事務局に戻したいと思います。

委員の皆様には、スムーズな議事運営にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。お疲れさまでございます。

○事務局(紫波) 上原会長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様も、お忙しいところご参加いただき、ありがとうございました。

大谷委員におかれましては、少し早く15:10頃に退出しております。どうもありがとうございました。

事務局から、次回の日程についてアナウンスいたします。

令和6年度第5回委員会は、8月9日金曜日14時から開催予定となっております。会場は今回と同じく、こちら県庁6階第2特別会議室で、ウェブを併用した開催を予定しております。ご参加よろしくお願いたします。

最後に、質問や確認等ございましたら、発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(発言する声なし)

○事務局(米丸) すみません。事務局から、先月も11月海区の話をしましたけれども、すみません、すっかり余裕がなくて。

改めて、11月海区を前の週にずらすか、後の週にずらすかということは、海区の委員の皆様これからメール等々で、どっちがいいですかとアンケートを取りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

あと、議案の中で触れていなかったんですけども、もし浮魚礁の標識の修復方法について、いい意見があったら教えてください。よろしく

お願いします。

○大城委員 外れたりするやつ。

○事務局（米丸） そうです。標識の看板が取れちゃったとき。

○大城委員 あれ至難の業よ。

○事務局（米丸） 私が宮古で経験した例だけご報告しておきますと、やっぱり小舟を船に積んでいって、漁船でぐるっと浮魚礁の周りをロープで回してから、ロープを伝って、浮魚礁に上って交換したというような作業はやったことがあります。

そのほか何か、こんなことができるというのがあれば、ぜひ教えてください。よろしくお願いします。

○大城委員 パヤオの種類がいろいろタイプがあって、円盤形で、うちは、最近はほとんど籠式になっているのが多いよね。

○事務局（米丸） そうですね。

○大城委員 籠式は、電柱というか、長持ちはしないんだけど、プラカードみたいな形、それを差し込むというのは。ただ長もちはない。あの程度しかできない。

○事務局（米丸） なかなか敷設している状況で、看板をつけに行くということは難しいですか。

○大城委員 ベタ風的时候はというか、僕も20年間、ちょっと離れているんだけど、傾くのは、籠式は。

○事務局（米丸） そうですね、はい。

○大城委員 安定していないのよ。

○事務局（米丸） 分かります。

○大城委員 そうそう。条件がそろえば、何とかという感じではあるけれども、籠式はまたFRPで、体にこすれると、体にちょっと傷ついたり、波にそがれて、かみそりとは言わないけれども……

○事務局（米丸） けがする。

○大城委員 はい、すり傷を、すり傷じゃないな、大けがする可能性もあるね。それで、プラカードみたいに作って、ちょっと太い木に、あれが限界かなとは、面倒くさいけれども、旗をちょっとロープで四、五メートルぐらい、太いロープで、そこに旗をつけて、番号札みたいなものを作った。乗って元に戻すというのは、浮いている状況では、ちょっときつい、私、何回もしたことあるんですけど、怖いですね。

○事務局（米丸） やっぱり、行けはするけれども、危ないということですよ。

○大城委員 ベタ風的时候は。ほとんど、でも元には戻らない。やつ

ぱりけがのリスクも大きいんで、あまりそれは勧めませんが、誰が補償するかと。

○事務局（米丸） なかなか委員会指示の中でも、適切に管理することというところに、標識だったりライトですね、あとは反射板を適切に管理しないといけないとはあるんですけども、果たして浮いている状態で、それができるのかなというところもあったので、質問させていただきました。

○上原会長 でも、ライトは定期的に電池交換しているでしょう。

○大城委員 ライトはできる。

○事務局（米丸） ライトはできるんですか。でも、あれもパヤオに上るんですよ。

○大城委員 上る。だから、電池は交換式もできるんで、一体型じゃないんですよ。電池の部分だけを差し込み式とか、テーピングしてロープを巻いて、それで長もちするんですよ。

看板となると、番号となると、ほかは分からないですけども、アルミのパネルを作ってやっているんだだけでも……

○事務局（米丸） 周囲につけるよりは上につけたほうがいい……

○大城委員 周囲につけると長もちするんで、新しいパヤオの設置の場合は、ボルトでアルミ板を頑丈に留めるんですよ。恐らく台風ぐらいじゃ何ともしなくて、恐らく工船とかにぶつけられたときに、むけるという話なんで、ほとんど、糸満のほうでは、5年もすれば電食でなくなるといふのがあるんだだけでも。

途中でなくなったやつを、またアルミ板みたいなものをつけるというのは、ちょっとけがのリスクもあるんで、あまり、下手すると大けがするあれなんで、昔ですけども、若いときのむちゃしてやったのあるんですけども、あんまりお勧めしませんね。

○事務局（紫波） 大城委員、ありがとうございます。

後日また看板の設置の方法などについては、ちょっと皆さん、協力いただきながら、情報提供いただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、以上をもって終了とさせていただきたいと思います。ウェブ参加の委員の皆様は、ご退出いただいて構いません。

次回の委員会も、皆様どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。